

白沙雜記 李恒福

朝天記聞 同上

漢陰言行錄 李貴

沙溪筵席問對

沙溪語錄 宋時烈

野史初本 李植

弘安役の新史料

中川 泉三

文永十一年元の來寇後、朝廷に於ては社寺に懇祈を籠めさせ給ひしが、一方幕府は諸國の御家人に兵備を嚴命し、敵の再寇に備へし用意周到なる而已ならず、翌建治元年十二月八日の東寺文書によれば、明年三月頃異國を征伐せんと攻勢的準備を爲して、水手梶取の募集を安藝國の守護に命ぜしを見る。其文書三浦博士の鎌倉時代史に記載あればこゝには略す。

かく諸般の軍備は着々進捗せし間に幕府は又朝

廷の如く令を下して異國降伏の祈禱を爲さしめたりしなり。

去秋偶予は我近江國犬上郡敏滿寺舊藏文書中よりこれを徵すべき左の史料を得たり。

異國降伏事於近江國中御祈禱寺社抽丹誠可致
懇懃祈請之由可被相觸候依御執達如件

建治元年九月十四日

武藏守判
相模守判

佐々木壹岐入道殿

依異降國伏事於當國中御祈禱所寺社抽丹誠可被懇懃御祈禱之由去九月十四日關東御教書案被進候任被仰之旨可令祈請給候但異國事相鎮之後長日御祈禱經卷其外員數載御請文可被上可令進上關東候也恐々謹言

十月七日

左衛門尉公綱判

謹上敏滿寺衆徒御中

之れ明に北條武藏守義政と相模守時宗との連名にて、近江の守護佐々木壹岐入道泰綱に宛てしもの及び、之を請けし佐々木氏が守護代馬淵五郎左衛門尉公綱をして敏滿寺の衆徒に移牒して異國降伏の祈禱を爲し、その祈禱の卷數を幕府に進達すべきをも命せしものなり。建治元年は第一回の元寇ありし文永十一年の翌年にして、その九月は實に北條時宗が元の使節杜世忠等五人を鎌倉に召し之を龍口に斬殺せし月なり。

東寺百合文書の中亦左の類似の史料を收む。

異國降伏御祈事關東公方御教書並公文所御施行如此以仍案早任被仰下之旨令致御祈請精勤爲進上關東可送給卷數之旨御領内宗寺社禰宜別當可有御下知候歟恐々謹言

十一月十二日

沙彌西念判

遠敷郡地頭御家人預所殿御中

來十二月一日二日之頃可進關東以卷數若干月中可送給候也

こは若狹國遠敷郡に移牒せしものにて、沙彌西念は佐々木京極氏の二世左衛門尉宗綱入道西念にあるべし。年記なけれども、文中の要領は敏滿寺文書に同じなれば、その十一月十二日の日附も亦同年らしく推せらるゝなり。

これに據りて第二回の元使を斬殺して外には外寇の防備と出征の計畫とを爲しながら、内には敵國降伏を神明佛陀に祈らしめし幕府の態度を偲ぶべし。此他建治以後に於ても、東寺百合文書に弘安七年正月幕府が若狹國の守護に異國降伏の祈を令せしもの、正應五年十月五日附にて武藏・上野・伊豆・駿河・若狹・美作・肥後等の宗たる社寺に同様の祈禱を令せしもの、其月の十三日に若狹守護に同事を令せしもの等ありて、其命令皆一致すれど今省略に従ふ。